



2022年3月2日

各位

会社名 ラオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯田 健作
(コード番号 8202 東証第2部)
問合せ先 コーポレート統括本部副本部長 佐藤 学
(TEL 03 - 5405 - 8859)

会社分割(新設分割)による持株会社体制への移行及び商号変更 並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更並びに定款の一部変更について、2022年3月30日開催予定の第46期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴い、当社は、本定時株主総会の承認を条件として、2022年10月3日付で「ラオックスホールディングス株式会社」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持する予定であるとともに、2022年10月3日付けで、当社が営む貿易事業及びインバウンド関連商品の販売事業(以下、「本件事業」という)を、会社分割(新設分割)により、当社の100%子会社となるラオックス・トレーディング株式会社に承継させることを予定しております。

なお、当該会社分割(新設分割)は、完全子会社を対象とする単独新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

I. 組織再編について

1. 会社分割による持株会社体制への移行の目的

当社グループは2020年の初頭より新型コロナウイルスの感染拡大が継続している影響によって、国内リテール事業の主要顧客であった訪日旅行者が入国できない状況や回復にも目途が立っていない状況から、過年度においてインバウンドに特化した店舗の閉店及び休業を余儀なくされておりますが、他の事業についても市況の低迷や競争の激化などによる影響や、生産活動の停滞や原燃材料の高騰などがもたらす影響から厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは収益構造改革の更なる推進によって確実に利益が創出できる事業体質へと変革を進めており、当社の根幹であるリテールビジネスの商品の強化及びサービスの提供に取り組むとともに、グループ全体のシナジー効果を高めることや、新たな収益源の創造を推進しておりますが、今後の当社グループの成長加速及び事業拡大並びに、より強固な経営基盤の構築を実現するための経営体制として持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

新体制への移行を通じて、当社は持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上のため、事業戦略及び財務戦略並びにブランド戦略の立案や、グループの資本効率やリスク管理及び人的資本の強化、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを行ってまいります。

また、グループ各社においては、独立した企業としての責任の元で事業構造改革と成長戦略の実現に向けた取り組みを自立的に展開することを目標とし、企業価値の向上と資本効率の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

2. 当該組織再編の要旨

(1) 当該組織再編の日程

分割決議取締役会	2022年3月2日
分割承認株主総会	2022年3月30日(予定)
分割の効力発生日	2022年10月3日(予定)

(2) 当該組織再編の方式

当社を分割会社とし、ラオックス・トレーディング株式会社を新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 当該組織再編に係る割当ての内容

本新設分割の対価として、ラオックス・トレーディング株式会社は普通株式 1,800 株を発行し、そのすべてを分割会社である当社に交付します。

(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

ラオックス・トレーディング株式会社は、本件事業に属する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務のうち、新設分割計画書において定めるものを承継します。

(7) 債務履行の見込み

本新設分割において、当社及びラオックス・トレーディング株式会社が負担すべき債務の履行の見込みの問題はないものと判断しております。なお、本新設分割に伴う債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとなります。

3. 当該組織再編の当事会社の概要

	分割会社 (2021年12月31日時点)	新設分割設立会社 (2022年10月3日設立予定)
(1)商号	ラオックス株式会社	ラオックス・トレーディング株式会社
(2)所在地	東京都港区芝公園2丁目11番1号	東京都港区芝公園2丁目11番1号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 羅 怡文 代表取締役 飯田 健作	代表取締役 斉藤 良二
(4)事業内容	グループ会社の経営管理、国内リテール事業、海外事業、アセット事業	貿易・インバウンド関連商品の販売事業
(5)資本金	100百万円	90百万円
(6)設立年月日	1976年9月27日	2022年10月3日
(7)発行済株式数	93,335,103株	1,800株
(8)決算期	12月31日	12月31日
(9)大株主及び持株比率	GREENWICH INVESTMENT 34.51% HOLDINGS PTE LTD GRANDA MAGIC LIMITED 30.39% 日本観光免税株式会社 6.01%	ラオックス株式会社 100%

経営成績及び財政状態

決算期	ラオックス株式会社	
	2021年12月期(連結)	2021年12月期(単体)
純資産額	20,115百万円	15,039百万円
総資産額	46,720百万円	24,490百万円
1株当たり純資産額	219円46銭	164円45銭
売上高	68,149百万円	12,216百万円
営業利益(△は損失)	△2,846百万円	△3,488百万円
経常利益(△は損失)	△2,151百万円	△2,799百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)	△7,110百万円	△8,482百万円
1株当たり当期純利益 (△は損失)	△77円78銭	△92円79銭

4. 分割する事業分門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

貿易事業及びインバウンド関連商品の販売事業

なお、インバウンド関連商品の販売事業は、本日付で公表しました「報告セグメントの変更に関するお知らせ」とおり、当期より報告セグメントを海外事業としております。

貿易事業については従来より報告セグメントを海外事業としており、変更はございません。

(2) 分割又は承継する部門の経営成績

	分割事業部門(2021年12月期)
売上高	9,277百万円
営業利益	238百万円
経常利益	236百万円

(3) 分割又は承継する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	3,170百万円	流動負債	545百万円
固定資産	346百万円	固定負債	一百万円
合計	3,517百万円	合計	545百万円

(注)分割事業部門の資産・負債の項目及び金額は、2021年12月31日現在の貸借対照表を基準に算出しており、実際に分割する金額は、上記金額と異なる可能性があります。

5. 当該組織再編後の状況

本分割後の当社の所在地、代表者の役職、氏名、資本金及び決算期に変更はありません。

なお、当社の名称については「Ⅱ. 定款の一部変更について」に記載のとおり、本定時株主総会の承認を条件として、2022年10月3日付で「ラオックス・ホールディングス株式会社」へと商号変更し、事業の目的を持株会社体制への移行に必要な形に変更を行う予定であります。

6. 今後の見通し

分割会社(当社)は、持株会社として引き続き上場を維持する予定です。なお、承継会社は、当社の完全子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

また、本件事業以外に当社が営む不動産関連事業についてはラオックス・リアルエステート株式会社において

事業展開を行っていく予定であります。国内リテール事業のうち前期より店舗の出店を開始している新業態店舗であるアジア食品専門店『亜州太陽市場』、アジア化粧品専門店『LAOX BEAUTY AIRPORT』についてはシャディ株式会社において事業展開を行っていく予定であります。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

II. 定款の一部変更について

1. 定款変更の理由

本会社分割(新設分割)により当社が持株会社へ移行することに伴い、2022年10月3日(予定)をもって商号及び目的、その他の変更を行うものであります。

なお、本定款の一部変更は、2022年3月30日開催予定の定時株主総会において本議案が承認されることを条件としております。

2. 商号変更後の商号

ラオックスホールディングス株式会社(英文名:Laox Holdings CO.,LTD.)

3. 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>ラオックス株式会社</u> と称し、英文では <u>Laox CO.,LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>ラオックスホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Laox Holdings CO.,LTD.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>ならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理</u> することを目的とする。
1~37号<条文省略>	1~37号<現行どおり>
第3条~第14条<条文省略>	第3条~第14条<現行どおり>
(招集者) 第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議により、 <u>取締役社長</u> がこれを招集する。 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	(招集者) 第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議により、 <u>代表取締役</u> がこれを招集する。 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
(議長) 第16条 株主総会の議長は、 <u>取締役社長</u> がこれにあたる。 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役の1名がこれにあたる。	(議長) 第16条 株主総会の議長は、 <u>代表取締役</u> がこれにあたる。 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役の1名がこれにあたる。

<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p>第18条～第24条<条文省略></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役は取締役会を構成し、法令に別段の定めある場合を除き<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2～3項<条文省略></p> <p>(議長)</p> <p>第26条 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第27条～第43条<条文省略></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第24条<現行どおり></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役は取締役会を構成し、法令に別段の定めある場合を除き<u>代表取締役</u>がこれを招集する。<u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2～3項<現行どおり></p> <p>(議長)</p> <p>第26条 取締役会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれにあたる。<u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第27条～第43条<現行どおり></p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第1条(商号)、第2条(目的)、第15条(招集者)、第16条(議長)、第25条(取締役会の招集)、第26条(議長)の変更は2022年10月3日をもって効力が生じるものとする。なお、本項附則は前記の効力発生日をもってこれを削除するものとする。</p> <p>2. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定</p>
---	---

	<p>款第17条はなお効力を有する。</p> <p>4. <u>前2項の附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

以上